証券コード7488
平成27年６月26日

株　主　各　位

名古屋市中区丸の内三丁目２番29号
株式会社ヤガミ
代表取締役社長　小　林　啓　介

# 第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年７月13日（月曜日）の午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　平成27年７月14日（火曜日）午前10時
**２．場　　所**　愛知県名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会　２階　201号室
**３．会議の目的事項**
**報告事項　１**　第50期（平成26年４月21日から平成27年４月20日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
**報告事項　２**　第50期（平成26年４月21日から平成27年４月20日まで）計算書類報告の件
**決議事項**
**第１号議案**　剰余金の処分の件
**第２号議案**　定款一部変更の件
**第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
**第４号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件
**第５号議案**　補欠監査等委員である取締役１名選任の件
**第６号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
**第７号議案**　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
**第８号議案**　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

---

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.yagami-inc.co.jp）に掲載させていただきます。

# 添付書類

## 事　業　報　告

（平成26年４月21日から
平成27年４月20日まで）

## Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

### １．事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済において一部に緩慢さを残しつつも輸出は持ち直し、企業収益が改善するなか、設備投資は緩やかな増加基調にあり、総じて回復基調にて推移してまいりました。

このような状況のもと、当社グループでは、学校校舎の耐震化工事に伴う需要やアジア地域における環境試験装置の販売が増加しましたが、平成25年度補正予算による大型理科教育設備整備事業の売上をカバーするに至りませんでした。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高80億46百万円（前年同期比6.9％減）、営業利益10億69百万円（同12.4％減）、経常利益10億84百万円（同12.6％減）、当期純利益６億19百万円（同12.2％減）となりました。

事業の種類別の状況につきましては次のとおりであります。

【理科学機器設備部門】

当事業部門では、前期の大型理科教育設備整備事業が収束し、当期は通常年度の予算規模に戻ったため、学校校舎耐震化工事に伴う特別教室の実習台や収納戸棚類の売上が増加した他、中国や東南アジアでの滅菌器の販売が堅調に推移したものの、売上高は48億89百万円（前年同期比17.4％減）、セグメント利益は６億32百万円（同18.6％減）となりました。

【保健医科機器部門】

当事業部門では、ＡＥＤの買い替え需要や冬期における感染症対策商品、健康診断機械器具及び保健一般設備品などの販売が伸張したものの、激しい価格競争により、売上高は18億４百万円（同6.3％増）、セグメント利益は３億14百万円（同11.3％減）となりました。

【産業用機器部門】

当事業部門では、中国やベトナムなどアジア地域における電子材料向け環境試験装置の需要が活発化したことに加え、国内の半導体・液晶パネルなどエレクトロニクス関連産業の需要が下期に持ち直したため、売上高は13億52百万円（同31.8％増）、セグメント利益は１億38百万円（同25.9％増）となりました。

## ２．設備投資等の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

## ３．資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

## ４．財産及び損益の状況の推移

| 区分＼期別 | 第　47　期<br>平成23年４月21日から<br>平成24年４月20日まで | 第　48　期<br>平成24年４月21日から<br>平成25年４月20日まで | 第　49　期<br>平成25年４月21日から<br>平成26年４月20日まで | 第50期(当連結会計年度)<br>平成26年４月21日から<br>平成27年４月20日まで |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（千円） | 7,459,444 | 7,264,199 | 8,642,871 | 8,046,820 |
| 経常利益（千円） | 839,838 | 753,033 | 1,240,820 | 1,084,706 |
| 当期純利益（千円） | 429,261 | 505,487 | 706,039 | 619,687 |
| １株当たり当期純利益　（円） | 68.73 | 81.86 | 124.55 | 114.29 |
| 総資産（千円） | 11,104,074 | 10,728,196 | 12,090,440 | 11,982,426 |
| 純資産（千円） | 7,593,474 | 7,679,391 | 8,160,382 | 8,762,439 |

## ５．対処すべき課題

当社の主要市場である文教分野では、子供の安全・安心を確保するための学校校舎長寿命化改修事業などのインフラ整備が、学校環境における重要な課題となっております。また新学習指導要領に基づく授業環境の整備や「教室のデジタル化」への対応は着実に進んでおります。当社はこれらに対し、商品開発力や提案力をより一層強化し、これらの課題に確実に対処してまいります。

民間分野では、ＡＥＤの買い替え需要への取り組みをはじめ、救命分野における販売網拡充の他、従来市場の関連・隣接市場への開拓を進めてまいります。また産業用機器においては、省エネルギー・環境関連など成長分野への販売活動やコスト競争力を強化し、東南アジア・中東・中南米など新興国市場の開拓に注力するとともに、ＬＥＤ評価装置や新型滅菌器など新製品の開発・投入により販売網の多層化を図ってまいります。

株主の皆さまには、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

## ６．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社やがみビルであり、同社は当社普通株式2,880千株（自己株式控除後持株比率53.1%）を保有しております。

(2) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社ヤガミファニテク | 10,000千円 | 100.00% | 施設設備家具の製造 |
| 株式会社平山製作所 | 70,000千円 | 80.00% | 全自動高圧蒸気滅菌器、理科学機器の製造、販売及び修理 |

## ７．主要な事業内容

当社グループは、理科学機器設備、保健医科機器、産業用機器の販売を行い、主な商品は次のとおりであります。

理科学機器設備……収納壁、調理台、実験台、顕微鏡、電源装置、滅菌器
保健医科機器……蘇生法教育人体モデル、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）、視力・聴力等検査器、身長計、体重計
産業用機器……保温・加熱用電気ヒーター、環境試験機器

## ８．主要な営業所及び工場

| | |
|---|---|
| 株式会社ヤガミ | 本社（愛知）、東京支店（東京）、大阪支店（大阪）、福岡営業所（福岡）、名北商品センター（愛知）、小牧事業所（愛知） |
| 株式会社ヤガミファニテク | 本社（愛知）、工場（愛知） |
| 株式会社平山製作所 | 本社工場（埼玉）、大阪支店（大阪） |

## ９．従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 | 平均年令 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 213名 | ５名減 | 43.3才 | 15.2年 |

（注） 上記は役員、顧問及びパートは含まず、嘱託社員を含んでおります。

## 10. 主要な借入先

該当事項はありません。

## Ⅱ．会社の株式に関する事項

**１．発行可能株式総数**　　27,200,000株

**２．発行済株式の総数**　　6,801,760株（自己株式1,379,799株を含む）

**３．株主数**　　344名

**４．大株主（上位10名）**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| | 株 | % |
| 株式会社やがみビル | 2,880,000 | 53.1 |
| 有限会社八世クリエイト | 530,080 | 9.8 |
| 株式会社八神製作所 | 310,000 | 5.7 |
| 八神基 | 180,000 | 3.3 |
| ヤガミ従業員持株会 | 135,140 | 2.5 |
| 八神昌裕 | 121,000 | 2.2 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 106,000 | 2.0 |
| 小林知佳代 | 75,000 | 1.4 |
| 小林啓介 | 71,000 | 1.3 |
| JPMCC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT | 60,000 | 1.1 |

（注）１．当社は、自己株式を1,379,799株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は、自己株式（1,379,799株）を控除して計算しております。

**５．その他株式に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

## Ⅲ．会社役員に関する事項

### １．取締役及び監査役の氏名等

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役会長 | 八神　基 | 株式会社ヤガミファニテク　代表取締役社長<br>株式会社平山製作所　監査役 |
| 代表取締役社長 | 小林啓介 | 株式会社平山製作所　取締役 |
| 取締役 | 遠藤　勝 | 東京支店長兼産業電熱システム事業部長 |
| 常勤監査役 | 拮石研自 | |
| 監査役 | 建守　徹 | 建守徹法律事務所　所長 |
| 監査役 | 福田哲三 | サーマエンジニアリング株式会社　代表取締役社長 |

（注）１．監査役建守　徹氏及び福田哲三氏は、社外監査役であります。
２．監査役福田哲三氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．取締役朝日一夫氏は、平成26年７月８日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
４．当社は、監査役建守　徹氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当社は、現場の実態を熟知してこそ、より実効性、効率性のある意思決定及び適切な監督を行えるとの考えから、当事業年度の末日において、社外取締役は採用しておりません。この経営形態は、当社が創業以来、順調に発展してきたことからも、当社にとって効果的に機能してきたと考えております。したがって、適任者でない方を社外取締役に選任した場合には、当社経営の機動性等を害し、取締役会に期待される機能が果せない可能性があることから、社外取締役を置くことは相当でないと判断しておりました。

### ２．取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分 | 人数 | 報酬等の額 |
|---|---|---|
| 取締役 | ４名 | 132,778千円 |
| 監査役 | ３名 | 15,000千円 |
| 合計 | ７名 | 147,778千円 |

（注）１．当期末の取締役の員数は３名、監査役の員数は３名であります。
２．上記のうち、社外役員（社外監査役）２名に対する報酬額は、4,080千円であります。
３．上記には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額として、取締役22,123千円、監査役840千円が含まれております。また、当事業年度に退任した取締役１名に対して退職慰労金13,003千円を支給しております。
４．役員賞与はございません。

## ３．社外役員に関する事項

(1) 社外監査役　　建守　徹

① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

建守徹法律事務所　所長

② 当期における主な活動状況

当期に開催された取締役会13回、監査役会12回のいずれも全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からコンプライアンス体制の維持、向上について意見を述べるとともに、助言・提案を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(2) 社外監査役　　福田哲三

① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

サーマエンジニアリング株式会社　代表取締役社長

② 当期における主な活動状況

当期に開催された取締役会13回、監査役会12回のいずれも全てに出席し、書類の閲覧等により業務及び財産の状況を調査するほか、適切な助言・提案を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

## Ⅳ．会計監査人の状況

### １．会計監査人の名称

監査法人　東海会計社

### ２．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支　　払　　額 |
|---|---|
| ・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 11,000千円 |
| ・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 11,000千円 |

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### ３．非監査業務の内容

該当事項はありません。

### ４．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的事項とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### ５．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## Ⅴ．会社の体制及び方針

### １．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の有効性・効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、法令の遵守、資産の保全という内部統制の目的を達成するため、取締役会において次のとおり内部統制システム構築の基本方針を決議いたしました。また、「内部統制委員会」を設置し、内部統制システムの整備状況を監督するとともに、継続的に改善を行い、企業価値の向上を図っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の基礎として、倫理基準の基本大綱及び行動規範等から構成される倫理規程を定め、役職員が遵守すべきものとしております。企業行動倫理委員会は本規程の遵守及び理念の一層の徹底を図るとともに、スピークアップ制度の通報窓口とする体制をとります。また、これらの推進状況・有効性については、内部監査室が監査を行う体制をとっております。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に則り、保存媒体に応じ十分な注意を払い、保存・管理に努める体制をとっております。

(3) リスクの管理に関する規程その他の体制

リスク管理の基本規程として定めた経営危機管理規程及び関係諸規程について一層の周知徹底を図るとともに、危機の未然防止意識向上のため危機管理委員会による教育、マニュアルの作成配布、シミュレーショントレーニングの実施等を行う体制をとっております。また、これらの推進状況と有効性については内部監査室が監査を行う体制を整備しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、変化の激しい経営環境に対して機敏に対応するため、平成20年７月16日に執行役員制度を導入いたしました。取締役会と経営会議を原則として月１回開催し、取締役会では経営の意思決定を、経営会議では業務執行の課題について意見交換を効率的に行う体制を構築しております。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の自主性の発揮と安定成長を図るため、関係会社管理規程を定めております。また、内部監査室、監査役、会計監査人の連係を強化しグループ全体の健全性の確保を図るとともに、各社役員相互の情報交換を密にしてリスク管理、コンプライアンス体制を推進しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の状況を勘案し、当面専任の監査役職務を補助すべき使用人は置かないこととしておりますが、監査役の職務遂行に関する補助は総務部が担当するとともに、監査役が必要と認めたときは、総務部以外の社員に補助させることができる体制をとります。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前述のとおり、当面専任の監査役職務を補助すべき使用人は置かないこととしておりますが、置く際には、人事異動や評価等について監査役会の意見を聞く体制をとります。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、その他取締役会または監査役会が定めた事項（経営会議にて審議・報告された案件、内部監査室が実施した内部監査結果等）につき、定められた方法により、速やかにかつ機動的に報告する体制をとります。監査役は、内部統制の実施状況を監査するため、内部監査室、経理部、総務部その他監査役監査上必要な部署を担当する取締役及び使用人から、いつでも報告を受けることができる体制を整備します。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と適宜意見交換を行う場を持ち、相互認識と信頼関係を深めるとともに、内部監査室、会計監査人との緊密な連係を保つことにより、効率的かつ効果的な監査役監査が実施できる体制をとります。また、監査役が監査に必要と認めたときは外部専門家（弁護士、公認会計士等）と連係できる体制を整備します。

**２．株式会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

（注）　本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

（平成27年４月20日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 流動資産 | 9,467,511 | 流動負債 | 2,145,397 |
| 現金及び預金 | 5,738,553 | 支払手形及び買掛金 | 1,044,705 |
| 受取手形及び売掛金 | 2,054,082 | 電子記録債務 | 418,214 |
| 電子記録債権 | 88,385 | 未払金 | 96,297 |
| 有価証券 | 177,897 | 未払法人税等 | 158,314 |
| 商品及び製品 | 888,850 | 賞与引当金 | 199,421 |
| 仕掛品 | 72,087 | その他 | 228,445 |
| 原材料及び貯蔵品 | 280,912 | 固定負債 | 1,074,588 |
| 繰延税金資産 | 102,580 | 長期預り保証金 | 245,814 |
| その他 | 69,092 | 繰延税金負債 | 99,444 |
| 貸倒引当金 | △4,931 | 役員退職慰労引当金 | 357,444 |
| 固定資産 | 2,514,914 | 退職給付に係る負債 | 258,903 |
| 有形固定資産 | 1,777,863 | その他 | 112,981 |
| 建物及び構築物 | 387,448 | 負債合計 | 3,219,986 |
| 土地 | 1,346,573 | （純資産の部） | |
| その他 | 43,840 | 株主資本 | 8,397,982 |
| 無形固定資産 | 26,138 | 資本金 | 787,299 |
| ソフトウエア | 21,645 | 資本剰余金 | 676,811 |
| 電話加入権 | 4,492 | 利益剰余金 | 7,755,710 |
| 投資その他の資産 | 710,912 | 自己株式 | △821,838 |
| 投資有価証券 | 395,860 | その他の包括利益累計額 | 71,989 |
| 破産更生債権等 | 26 | その他有価証券評価差額金 | 71,989 |
| 繰延税金資産 | 107,518 | 少数株主持分 | 292,467 |
| 保険積立金 | 162,202 | 純資産合計 | 8,762,439 |
| その他 | 48,018 | | |
| 貸倒引当金 | △2,713 | | |
| 資産合計 | 11,982,426 | 負債及び純資産合計 | 11,982,426 |

# 連結損益計算書

（平成26年４月21日から
平成27年４月20日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **8,046,820** |
| **売上原価** | | **4,824,873** |
| **売上総利益** | | **3,221,947** |
| **販売費及び一般管理費** | | **2,152,269** |
| **営業利益** | | **1,069,678** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 5,541 | |
| 有価証券利息 | 3,290 | |
| 受取配当金 | 4,119 | |
| 不動産賃貸料 | 240 | |
| 雑収入 | 4,834 | 18,025 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 361 | |
| 売上割引 | 1,282 | |
| 雑損失 | 1,352 | 2,996 |
| **経常利益** | | **1,084,706** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 449 | 449 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **1,084,257** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 415,534 | |
| 法人税等調整額 | 19,007 | 434,542 |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | **649,715** |
| 少数株主利益 | | 30,028 |
| **当期純利益** | | **619,687** |

# 連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月21日から
平成27年４月20日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 787,299 | 676,811 | 7,222,774 | △821,838 | 7,865,046 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △86,751 | | △86,751 |
| 当期純利益 | | | 619,687 | | 619,687 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | ― | 532,935 | ― | 532,935 |
| 当期末残高 | 787,299 | 676,811 | 7,755,710 | △821,838 | 8,397,982 |

（単位：千円）

| | その他の包括利益累計額 | | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 32,896 | 32,896 | 262,439 | 8,160,382 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △86,751 |
| 当期純利益 | | | | 619,687 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 39,092 | 39,092 | 30,028 | 69,120 |
| 当期変動額合計 | 39,092 | 39,092 | 30,028 | 602,056 |
| 当期末残高 | 71,989 | 71,989 | 292,467 | 8,762,439 |

**連結注記表**

**１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記**

（１）連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称 …… ２社　株式会社ヤガミファニテク、株式会社平山製作所

非連結子会社 …… 該当する会社はありません。

（２）持分法の適用に関する事項 …… 該当する会社はありません。

（３）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算期 …… 連結決算日と同一であります。

（４）会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

（イ）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）を採用しております。
但し、取得原価と債券金額との差額について重要性が乏しいものについては取得原価法によっております。

その他有価証券 …… ＜時価のあるもの＞
事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。
＜時価のないもの＞
移動平均法による原価法を採用しております。

（ロ）デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び負債）の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。

（ハ）たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産 …… 主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

（イ）有形固定資産 …… 定率法（但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）は定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物　　６年～50年

（ロ）無形固定資産 …… 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

（イ）貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（ロ）賞与引当金 …… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（ハ）役員退職慰労引当金 …… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当連結会計年度末要支給額の100％を計上しております。なお、連結子会社１社は役員退職慰労引当金を計上しておりません。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

（イ）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務 …… 連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（ロ）消費税等の会計処理方法 …… 税抜方式を採用しております。

（ハ）リース取引の会計処理方法 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月20日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係わる処理方法に準じた会計処理によっております。

（ニ）退職給付に係る負債の計上基準 … 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

**２．連結貸借対照表に関する注記**

有形固定資産の減価償却累計額　　1,717,909千円

**３．連結株主資本等変動計算書に関する注記**

（１）発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

| | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 6,801,760 | ― | ― | 6,801,760 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 1,379,799 | ― | ― | 1,379,799 |

（2）配当に関する事項

① 配当金支払額

| | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成26年7月8日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 54,219千円 | 10円 | 平成26年4月20日 | 平成26年7月9日 |
| 平成26年11月7日<br>取締役会 | 普通株式 | 32,531千円 | 6円 | 平成26年10月20日 | 平成27年1月6日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年7月14日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 48,797千円 | 9円 | 平成27年4月20日 | 平成27年7月15日 |

**4．金融商品に関する注記**

（1）金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に理科学機器設備の販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。また、デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

平成27年4月20日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 連結貸借対照表計上額（＊） | 時価（＊） | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 5,738,553 | 5,738,553 | ― |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 2,054,082 | 2,054,082 | ― |
| (3) 電子記録債権 | 88,385 | 88,385 | ― |
| (4) 有価証券及び投資有価証券 | 571,308 | 571,308 | ― |
| (5) 支払手形及び買掛金 | (1,044,705) | (1,044,705) | ― |
| (6) 電子記録債務 | (418,214) | (418,214) | ― |
| (7) 未払金 | (96,297) | (96,297) | ― |
| (8) 未払法人税等 | (158,314) | (158,314) | ― |
| (9) 長期預り保証金 | (245,814) | (245,814) | ― |

（＊）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 未払金、並びに(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(9) 長期預り保証金

長期預り保証金は変動金利によるものであり、期限の定めがないため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額2,450千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

**５．１株当たり情報に関する注記**

（１）１株当たり純資産額　1,562円16銭

（２）１株当たり当期純利益　114円29銭

**６．重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成27年４月20日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| **流動資産** | **7,705,574** | **流動負債** | **1,547,982** |
| 現金及び預金 | 5,020,068 | 支払手形 | 137,833 |
| 受取手形 | 667,652 | 電子記録債務 | 465,870 |
| 電子記録債権 | 88,385 | 買掛金 | 504,017 |
| 売掛金 | 908,100 | 未払金 | 67,571 |
| 有価証券 | 177,897 | 未払費用 | 42,514 |
| 商品 | 749,967 | 未払法人税等 | 102,431 |
| 貯蔵品 | 4,650 | 未払消費税等 | 62,057 |
| 前渡金 | 9,518 | 前受金 | 16,399 |
| 前払費用 | 1,889 | 預り金 | 21,623 |
| 繰延税金資産 | 64,688 | 賞与引当金 | 126,869 |
| 未収入金 | 13,928 | その他 | 793 |
| 貸倒引当金 | △1,173 | **固定負債** | **826,249** |
| **固定資産** | **2,489,438** | 長期預り保証金 | 245,814 |
| **有形固定資産** | **1,110,664** | 長期前受金 | 104,090 |
| 建物 | 224,426 | 退職給付引当金 | 134,760 |
| 構築物 | 1,061 | 役員退職慰労引当金 | 332,693 |
| 車輌運搬具 | 1,366 | 資産除去債務 | 8,890 |
| 工具、器具及び備品 | 10,047 | **負債合計** | **2,374,231** |
| 土地 | 873,760 | (純資産の部) | |
| **無形固定資産** | **21,316** | **株主資本** | **7,748,792** |
| ソフトウェア | 18,354 | **資本金** | **787,299** |
| 電話加入権 | 2,962 | **資本剰余金** | **676,811** |
| **投資その他の資産** | **1,357,457** | 資本準備金 | 676,811 |
| 投資有価証券 | 395,860 | **利益剰余金** | **7,106,520** |
| 関係会社株式 | 679,196 | 利益準備金 | 196,824 |
| 出資金 | 5 | その他利益剰余金 | 6,909,695 |
| 破産更生債権等 | 26 | 配当平均積立金 | 200,000 |
| 長期前払費用 | 2,156 | 別途積立金 | 3,100,000 |
| 繰延税金資産 | 104,023 | 繰越利益剰余金 | 3,609,695 |
| 差入保証金 | 12,600 | **自己株式** | **△821,838** |
| 保険積立金 | 162,202 | **評価・換算差額等** | **71,989** |
| その他 | 4,100 | **その他有価証券評価差額金** | **71,989** |
| 貸倒引当金 | △2,713 | **純資産合計** | **7,820,781** |
| **資産合計** | **10,195,013** | **負債及び純資産合計** | **10,195,013** |

# 損 益 計 算 書

（平成26年４月21日から
平成27年４月20日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **5,902,097** |
| **売上原価** | | **3,480,248** |
| **売上総利益** | | **2,421,848** |
| **販売費及び一般管理費** | | **1,605,037** |
| **営業利益** | | **816,810** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 5,514 | |
| 有価証券利息 | 3,290 | |
| 受取配当金 | 4,119 | |
| 不動産賃貸料 | 17,448 | |
| 雑収入 | 3,116 | 33,488 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 361 | |
| 売上割引 | 1,282 | |
| 不動産賃貸費用 | 4,368 | |
| 雑損失 | 1,321 | 7,334 |
| **経常利益** | | **842,964** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 272 | 272 |
| **税引前当期純利益** | | **842,691** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 331,971 | |
| 法人税等調整額 | 22,725 | 354,697 |
| **当期純利益** | | **487,994** |

# 株主資本等変動計算書

（平成26年４月21日から
平成27年４月20日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | | 配当平均積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 787,299 | 676,811 | 676,811 | 196,824 | 200,000 | 3,100,000 | 3,208,452 | 6,705,277 | △821,838 | 7,347,549 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △86,751 | △86,751 | | △86,751 |
| 当期純利益 | | | | | | | 487,994 | 487,994 | | 487,994 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 401,242 | 401,242 | ― | 401,242 |
| 当期末残高 | 787,299 | 676,811 | 676,811 | 196,824 | 200,000 | 3,100,000 | 3,609,695 | 7,106,520 | △821,838 | 7,748,792 |

（単位：千円）

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 32,896 | 32,896 | 7,380,445 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △86,751 |
| 当期純利益 | | | 487,994 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 39,092 | 39,092 | 39,092 |
| 当期変動額合計 | 39,092 | 39,092 | 440,335 |
| 当期末残高 | 71,989 | 71,989 | 7,820,781 |

個別注記表

**１．重要な会計方針に係る事項に関する注記**

（１）資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）を採用しております。
但し、取得原価と債券金額との差額について重要性が乏しいものについては、取得原価法によっております。

子会社株式 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券 …… ＜時価のあるもの＞
事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。
＜時価のないもの＞
移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び負債）の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産 …… 主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

（２）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法（但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）は定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　６年～50年

無形固定資産 …… 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

（３）引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金 …… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当事業年度末要支給額の100％を計上しております。

（4）その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務 …… 決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理方法 …… 税抜方式を採用しております。

③ リース取引の会計処理方法 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月20日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係わる処理方法に準じた会計処理によっております。

**２．貸借対照表に関する注記**

| | |
|---|---|
| （1）関係会社に対する金銭債権及び債務 | |
| 短期金銭債権 | 1,547千円 |
| 短期金銭債務 | 72,408千円 |
| （2）有形固定資産の減価償却累計額 | 899,321千円 |

**３．損益計算書に関する注記**

| | |
|---|---|
| （1）関係会社に対する売上高 | 186千円 |
| （2）関係会社からの仕入高 | 198,936千円 |
| （3）関係会社との営業取引以外の取引高 | 75,617千円 |

**４．株主資本等変動計算書に関する注記**

自己株式の数に関する事項

（単位：株）

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 1,379,799 | — | — | 1,379,799 |

## ５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| （繰延税金資産） | |
| 役員退職慰労引当金 | 106,794千円 |
| 退職給付引当金 | 43,257千円 |
| 賞与引当金 | 41,613千円 |
| 減損損失 | 23,371千円 |
| 未払事業税 | 6,494千円 |
| その他 | 24,693千円 |
| 繰延税金資産小計 | 246,225千円 |
| 評価性引当額 | △43,484千円 |
| 繰延税金資産合計 | 202,740千円 |
| （繰延税金負債） | |
| その他有価証券評価差額金 | 34,028千円 |
| 繰延税金負債合計 | 34,028千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 168,712千円 |

## ６．関連当事者との取引に関する注記

（１）関連会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 役員の兼務等 | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | ㈱ヤガミファニテク | 所有<br>直接<br>100.0% | 1名 | 当社仕入先 | 不動産賃貸(注) | 16,932千円 | 不動産賃貸料 | ― |
| | | | | | 業務委託(注) | 27,000千円 | 業務委託費 | ― |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．賃貸借料及び業務委託費は近隣の一般的な取引実勢を参考にしております。

２．取引金額には消費税等を含めておりません。

（２）役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数所有している会社等 | ㈲八世クリエイト | 被所有<br>直接<br>9.8% | 不動産賃借(注) | 不動産賃借料等 | 31,408千円 | ― | ― |
| | | | | 敷金の支払い | ― | 差入保証金 | 10,078千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．同一建物（ビル）に入居するテナント他社との取引条件を参考のうえ、決定しております。

２．取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

**７．１株当たり情報に関する注記**

| | |
|---|---|
| （１）１株当たり純資産額 | 1,442円43銭 |
| （２）１株当たり当期純利益 | 90円00銭 |

**８．重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年６月４日

株式会社　ヤ　ガ　ミ
　取 締 役 会　　御　中

監査法人　東 海 会 計 社
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　前　田　勝　昭　㊞
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　塚　本　憲　司　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ヤガミの平成26年４月21日から平成27年４月20日までの連結会計年度の計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適切な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤガミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年６月４日

株式会社　ヤ　ガ　ミ
　取 締 役 会　　御　中

監査法人　東 海 会 計 社
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　前　田　勝　昭　㊞
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　塚　本　憲　司　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヤガミの平成26年４月21日から平成27年４月20日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適切な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月21日から平成27年４月20日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、その他重要な会議の議事録及び重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、確認いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年６月５日

株式会社　ヤ　ガ　ミ　　監査役会

常勤監査役　　拮　石　研　自　　㊞

社外監査役　　建　守　　徹　　㊞

社外監査役　　福　田　哲　三　　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**議案及び参考事項**

**第１号議案**　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、財政状態、利益水準及び配当性向などを総合的に勘案して実施することとし、以下のとおりといたしたいと存じます。当期の期末配当金につきましては、１株につき９円（中間配当を含め、年間配当は１株につき15円）とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金９円　　総額48,797,649円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年７月15日（水曜日）

**第２号議案**　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 当社は、監査役会設置会社としてガバナンスの強化を実施してまいりましたが、会社法の一部を改正する法律(平成26年６月27日法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」といいます。)による「監査等委員会設置会社」の法制化に合わせて、執行に対する取締役会の監督機能の強化及び社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性の向上を目的とし、グローバルな視点から理解を得やすいガバナンス体制である監査等委員会設置会社に移行して更なるガバナンスの強化及び企業価値の向上を図るものであります。

これに伴い、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更等、所要の変更を行うものであります。なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(2) 改正会社法により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大することに伴い、業務執行を行わない取締役が、期待される役割を十分に発揮すべく、責任限定契約を締結できるようにする旨の定款変更をあわせて行います。なお、本定款変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(3) 公告の周知性及び利便性の向上を図るため、当社の公告方法として電子公告を採用することとし、現行定款第４条(公告方法)の変更を行うものであります。併せて、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

(4) 機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう規定を新設し、併せて新設規定と重複する現行定款第６条の規定を削除するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
|---|---|
| 第１章　総　則 | 第１章　総　則 |
| 第１条～第３条　（条文省略） | 第１条～第３条　（現行どおり） |
| （公告の方法）<br>第４条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。 | （公告の方法）<br>第４条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 |
| 第２章　株　式 | 第２章　株　式 |
| （発行可能株式総数）<br>第５条　（条文省略） | （発行可能株式総数）<br>第５条　（現行どおり） |
| （自己の株式の取得）<br>第６条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 | （削除） |
| （単元株式数）<br>第７条　（条文省略） | （単元株式数）<br>第６条　（現行どおり） |
| （単元未満株式についての権利）<br>第８条　（条文省略） | （単元未満株式についての権利）<br>第７条　（現行どおり） |
| （株式取扱規程）<br>第９条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 | （株式取扱規程）<br>第８条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会による委任を受けた代表取締役において定める株式取扱規程による。 |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （株主名簿管理人）<br>第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。<br>２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 | （株主名簿管理人）<br>第９条　（現行どおり）<br>２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会による委任を受けた代表取締役によって定め、これを公告する。 |
| 第３章　株 主 総 会 | 第３章　株 主 総 会 |
| 第11条～第17条　（条文省略） | 第10条～第16条　（現行どおり） |
| 第４章　取締役および取締役会 | 第４章　取締役および取締役会ならびに監査等委員会 |
| （取締役会の設置）<br>第18条　当会社は、取締役会を置く。 | （取締役会および監査等委員会の設置）<br>第17条　当会社は、取締役会および監査等委員会を置く。 |
| （取締役の員数）<br>第19条　当会社の取締役は、８名以内とする。 | （取締役の員数）<br>第18条　当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、８名以内とする。 |
| （新設） | ２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。 |
| （取締役の選任方法）<br>第20条　取締役は、株主総会において選任する。 | （取締役の選任方法）<br>第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 |
| ２　（条文省略）<br>３　（条文省略） | ２　（現行どおり）<br>３　（現行どおり） |
| （取締役の任期）<br>第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 | （取締役の任期）<br>第20条　取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 |
| ２　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 | （削除） |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （新設） | 2　監査等委員である取締役の任期は，選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| （新設） | 3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 |
| （代表取締役および役付取締役）<br>第22条　（条文省略）<br>2　（条文省略） | （代表取締役および役付取締役）<br>第21条　（現行どおり）<br>2　（現行どおり） |
| （取締役会の招集権者および議長）<br>第23条　（条文省略）<br>2　（条文省略） | （取締役会の招集権者および議長）<br>第22条　（現行どおり）<br>2　（現行どおり） |
| （取締役会の招集通知）<br>第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。<br>2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 | （取締役会の招集通知）<br>第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。<br>2　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 |
| （新設） | （監査等委員会の招集および議長）<br>第24条　監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた監査等委員が議長となる。<br>2　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。<br>3　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| (取締役会の決議の方法)<br>第25条　(条文省略)<br>　2　前項にかかわらず、取締役全員が取締役会の決議について書面または電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。 | (取締役会の決議の方法)<br>第25条　(現行どおり)<br>　2　前項にかかわらず、取締役全員が取締役会の決議について書面または電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 |
| (取締役会の議事録)<br>第26条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行う。 | (取締役会の議事録)<br>第26条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名を行う。 |
| (新設) | (監査等委員会の議事録)<br>第27条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名を行う。 |
| (新設) | (取締役への委任)<br>第28条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第５項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。 |
| (取締役会規程)<br>第27条　(条文省略) | (取締役会規程)<br>第29条　(現行どおり) |
| (新設) | (監査等委員会規程)<br>第30条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 |
| (相談役、顧問)<br>第28条　取締役会の決議により、相談役、顧問各若干名を置くことができる。 | (削除) |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| (取締役の報酬等)<br>第29条　取締役の報酬、退職慰労金およびその他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 | (取締役の報酬等)<br>第31条　取締役の報酬、退職慰労金およびその他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 |
| (取締役の責任免除)<br>第30条　(条文省略)<br>2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 | (取締役の責任免除)<br>第32条　(現行どおり)<br>2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第5章　監査役および監査役会 | (削除) |
| (監査役および監査役会の設置)<br>第31条　当会社は、監査役および監査役会を置く。 | (削除) |
| (監査役の員数)<br>第32条　当会社の監査役は、4名以内とする。 | (削除) |
| (監査役の選任方法)<br>第33条　監査役は、株主総会で選任する。<br>2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | (削除) |
| (監査役の任期)<br>第34条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br>2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 | (削除) |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| ３　会社法第329条第２項に基づき選任された補欠監査役の選任議決が効力を有する期間は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。<br>４　前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。但し、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。 | |
| （常勤の監査役）<br>第35条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 | （削除） |
| （監査役会の招集通知）<br>第36条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 | （削除） |
| （監査役会の決議の方法）<br>第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。 | （削除） |
| （監査役会の議事録）<br>第38条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行う。 | （削除） |
| （監査役会規程）<br>第39条　監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。 | （削除） |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| (監査役の報酬等)<br>第40条　監査役の報酬、退職慰労金およびその他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 | (削除) |
| (監査役の責任免除)<br>第41条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br>２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 | (削除) |
| 第６章　会計監査人 | 第５章　会計監査人 |
| (会計監査人の設置)<br>第42条　(条文省略) | (会計監査人の設置)<br>第33条　(現行どおり) |
| (会計監査人の選任方法)<br>第43条　(条文省略) | (会計監査人の選任方法)<br>第34条　(現行どおり) |
| (会計監査人の任期)<br>第44条　(条文省略)<br>２　(条文省略) | (会計監査人の任期)<br>第35条　(現行どおり)<br>２　(現行どおり) |
| (会計監査人の報酬等)<br>第45条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 | (会計監査人の報酬等)<br>第36条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 |
| 第７章　計　算 | 第６章　計　算 |
| (事業年度)<br>第46条　(条文省略) | (事業年度)<br>第37条　(現行どおり) |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （剰余金の配当）<br>第47条　（条文省略） | （剰余金の配当）<br>第38条　（現行どおり） |
| （新設） | （剰余金の配当等の決定機関）<br>第39条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。 |
| （中間配当）<br>第48条　（条文省略） | （中間配当）<br>第40条　（現行どおり） |
| （配当金の除斥期間）<br>第49条　（条文省略） | （配当金の除斥期間）<br>第41条　（現行どおり） |

**第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役全員（３名）は、会社法第332条第７項第１号の定めに従い、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | やがみ　もとい<br>八神　基<br>（昭和20年12月25日生） | 昭和44年４月　当社入社<br>昭和48年３月　当社取締役管理部長就任<br>昭和53年10月　㈱八神施設製作所（現　㈱ヤガミファニテク）代表取締役社長就任（現任）<br>昭和54年２月　当社代表取締役専務就任<br>昭和63年12月　㈲八世クリエイト代表取締役社長就任<br>平成４年８月　当社代表取締役社長就任<br>平成15年６月　㈱平山製作所監査役就任（現任）<br>平成24年７月　当社代表取締役会長就任（現任） | 180,000株 |
| 2 | こばやし　けいすけ<br>小林　啓介<br>（昭和43年５月13日生） | 平成４年４月　㈱三和銀行（現　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）入行<br>平成16年６月　同行退社<br>平成16年７月　当社取締役事業開発室担当就任<br>平成17年４月　当社取締役第一事業本部営業本部長兼事業開発室担当就任<br>平成17年８月　当社取締役第一事業本部長兼事業開発室担当就任<br>平成19年７月　当社取締役経営管理本部長就任<br>平成20年７月　当社専務取締役就任<br>平成22年７月　当社代表取締役副社長就任<br>平成24年７月　当社代表取締役社長就任（現任）<br>平成26年６月　㈱平山製作所取締役就任（現任） | 71,000株 |
| 3 | えんどう　まさる<br>遠藤　勝<br>（昭和31年２月18日生） | 昭和54年１月　当社入社<br>平成16年７月　当社産業電熱システム事業部部長就任<br>平成20年７月　当社執行役員産業電熱システム事業部副部長就任<br>平成22年４月　当社執行役員東京支店長兼産業電熱システム事業部長就任<br>平成24年７月　当社取締役東京支店長兼産業電熱システム事業部長就任（現任） | 3,000株 |

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

**第４号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | はねいしけんじ<br>拮石研自<br>（昭和25年１月21日生） | 昭和47年４月　当社入社<br>平成16年８月　当社経営管理本部総務部兼ＥＤＰ室部長就任<br>平成20年７月　当社取締役経営管理本部長就任<br>平成24年７月　当社常勤監査役（現任） | 22,000株 |
| 2 | たてがみ　とおる<br>建守　徹<br>（昭和22年５月29日生） | 昭和50年４月　弁護士登録<br>昭和58年11月　建守徹法律事務所所長（現任）<br>平成９年７月　当社監査役（現任） | ― |
| 3 | ふくだてつぞう<br>福田哲三<br>（昭和32年12月29日生） | 平成４年４月　㈱日本債券信用銀行（現　㈱あおぞら銀行）入行<br>平成11年２月　サーマエンジニアリング㈱代表取締役社長（現任）<br>平成23年10月　当社監査役（現任） | ― |

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．建守　徹、福田哲三の両氏は、社外取締役候補者であります。

３．社外取締役として選任する理由

①　建守　徹氏

建守　徹氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた法的観点や幅広い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断するためであります。

②　福田哲三氏

福田哲三氏は、企業経営に携わるなど見識も幅広く経営全般に関して社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断するためであります。

４．社外取締役候補者が監査役に就任してからの年数

①　建守　徹氏の監査役の在任期間は18年であります。

②　福田哲三氏の監査役の在任期間は３年であります。

５．当社は、拮石研自、建守　徹及び福田哲三の３氏が第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額となります。

６．当社は、建守　徹氏を㈱名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案において同氏が承認可決された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定です。

**第５号議案**　補欠監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|
| 高木　裕明<br>（昭和27年12月13日生） | 昭和50年３月　松下電器産業㈱（現　パナソニック㈱）入社<br>昭和60年10月　伊勢久㈱ 入社<br>平成５年12月　同社代表取締役就任(現任) | ― |

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．高木裕明氏は、補欠社外監査等委員である取締役候補者であります。
３．高木裕明氏を、社外取締役候補者として選任する理由は、企業経営に携わるなど見識も幅広く経営全般に関して社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断するためであります。

**第６号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成４年３月６日開催の第26回定時株主総会において月額20,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額240,000千円以内と定めることとさせていただきたく存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は３名であり、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は３名となります。

**第７号議案**　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額48,000千円以内と定めることとさせていただきたく存じます。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役２名）となります。

**第８号議案**　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。監査役拮石研自氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名（ふりがな） | 略歴 |
|---|---|
| 拮石　研自（はねいし　けんじ） | 平成24年７月　当社監査役<br>現在に至る |

以　上

# 株主総会会場ご案内図

会　　場／愛知県名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会　２階　201号室
電話　(052) 231-7851㈹

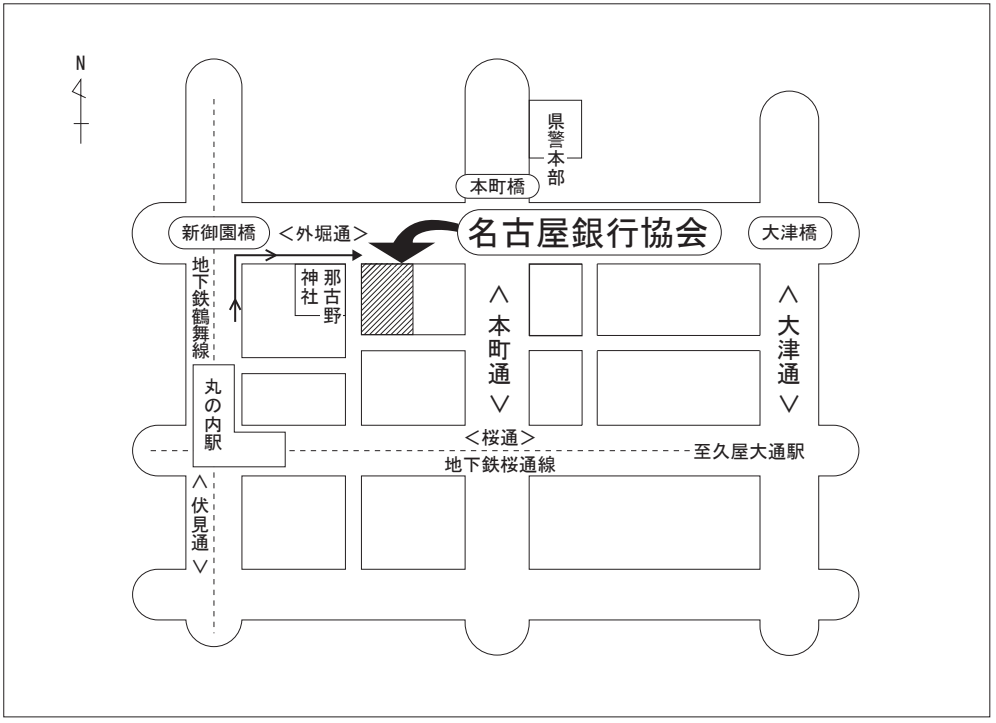


交通のご案内
〈地下鉄〉桜通線・鶴舞線　丸の内駅下車

＊会場の駐車台数には限りがございますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。